



動物管理センターのしごと



動物管理センターでは、狂犬病や咬傷事故から市民を守るため、野犬や放し飼い犬の保護収容を行うとともに、動物愛護思想の普及啓発に努め、人と動物とが共存できる豊かな生活環境作りをめざしております。

大阪市動物管理センター

狂犬病予防法に関する業務

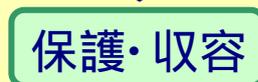
〔野犬・放浪犬の保護・収容〕



市民から凶暴犬、野犬、放浪犬、放し飼い、咬傷犬等の情報がよせられる。



各区の保健福祉センターが現場調査。
調査後、動物管理センターと収容方法について検討。



動物管理センター単独または保健福祉センターと合同で収容を実施。



原則として4日間



飼い主が判明すれば、手数料等を徴収して返還。

〔失そう犬の受付・照会〕

飼い犬がいなくなったとの届出があった場合、失そう犬検索システムに入力し、収容犬・保護犬との照会を行います。



なまえ
種類
性別
特徴
...

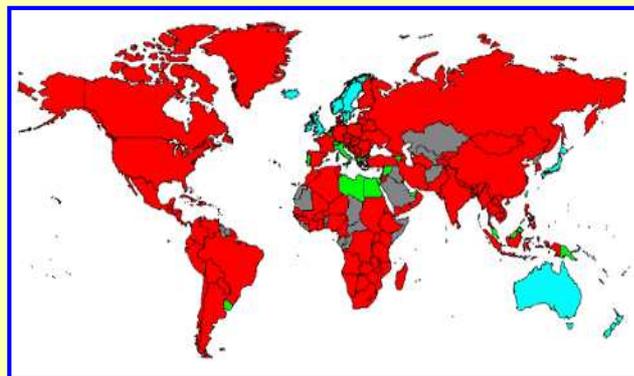
〔咬傷犬の狂犬病鑑定〕

飼い主のわからない咬傷犬は、収容したあとに当センターで狂犬病の鑑定を行います。

狂犬病の発生状況

わが国では、昭和32年以来、狂犬病の発生をみていませんが、海外ではいまだに多数の発生があります。

	農林水産大臣の指定する清浄地域
	2年以内の発生なし
	2年以内に発生あり
	不明



動物は愛情と責任を持って正しく飼いましょう。

犬・ねこを虐待したり、捨てたりすることは、法律で罰せられます。

苦情の多くは、元をたどれば飼い主の身勝手から生まれたものです。

動物を飼い始めたら、愛情を持って終生飼養し、決して捨てないようにしましょう。野犬や放浪犬の保護収容は、快適で安全な市民生活を守る上で欠くことのできない大切な業務です。この業務の従事する人たちに対する偏見が今なお存在しています。市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

動物の愛護及び管理に関する法律に関する業務

〔愛犬教室〕

月に2回、飼えなくなった犬・ねこの新たな飼い主探しを行っています。



〔負傷動物の応急処置〕

ケガをして収容された犬・ねこ等の応急処置を行っています。



〔子犬とのふれあい事業〕

幼い頃から動物愛護精神を育むために、来所型の「常設ふれあい広場」、幼稚園等への「出張型子犬の広場」、夏休み期間内の「子犬の世話をしよう」や「子犬の広場」事業を行っています。



〔動物取扱業関係〕

ペットショップ、ペットホテルやブリーダー等の届出受理、施設監視や苦情時の監視指導等を行っています。

〔所有者不明犬・ねこの保管〕

市民が保護・収容した飼い主不明の犬・ねこは、本来の飼い主が判明するまで4日間保管します。

〔犬・ねこの飼い方相談〕

犬・ねこの飼い主からの飼い方等の相談を電話で受け付けています。

〔犬・ねこの処分〕

保護・収容し抑留期限が過ぎても飼い主からの引取りがない場合や、様々な理由で飼えなくなった飼い主から引取った犬・ねこの処分を行っています。

動物管理センターのあゆみ

- 昭和 25.8 狂犬病予防法公布 狂犬病予防行政が大阪府から移管される
(主管 防疫課防疫係)
- 昭和 26.2 抑留業務開始のため、仮抑留所を消毒所に併設
- 昭和 26.3 市内で犬の捕獲、抑留業務開始
- 昭和 26.4 「大阪市捕獲犬抑留所」を住吉区東加賀屋に新設、業務開始
- 昭和 27.4 狂犬病予防業務が防疫課防疫係から切り離され、公衆衛生課食品獣疫係に移管
- 昭和 31.6 捕獲犬抑留所を住吉区柴谷町に新築、移転
- 昭和 42.7 捕獲犬抑留所の機構改革に伴い、名称を「大阪市狂犬病予防事務所」に変更
- 昭和 43.5 新庁舎完成し、業務開始
- 昭和 43.12 慰霊碑の除幕入魂式
- 昭和 46.4 大阪府「飼い犬の管理に関する条例」施行
- 昭和 48.10 「動物の保護及び管理に関する法律」公布
- 昭和 55.4 「大阪市動物管理センター」と名称変更
- 昭和 55.5 新庁舎完成
- 昭和 56.4 ねこの引取り業務開始
- 昭和 57.4 「愛犬教室」を開催
- 昭和 59.8 第1回「子犬の広場」を開催
- 昭和 60.4 狂犬病予防法の改正により、狂犬病予防接種が年1回となる
- 平成 3.3 ふれあい広場・車庫・駐車場を整備
- 平成 3.7 「子犬の世話をしよう」を開催
- 平成 7.4 年1回の飼い犬登録制度が生涯登録に改正
- 平成 12.12 「動物の愛護及び管理に関する法律」改正・施行
動物取扱業の届出義務化
- 平成 13.4 「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例」施行
- 平成 13.7 所有者からの犬・ねこの引取り有料化
- 平成 13.12 子犬舎を新設
- 平成 14.3 「子犬とのふれあい広場」を開催



大阪市動物管理センターのご案内

電車：地下鉄四つ橋線「北加賀屋」駅下車、3号出口を出て南港通り沿いに西へ(左方向) 徒歩約15分。

車：阪神高速堺線「玉出」出口を出て南港通りを右折、北加賀屋交差点から西へ約1km

〒559-0021 大阪市住之江区柴谷2-5-74 / 電話 06-6685-3700